

夕張市告示第 9 6 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 21 年 12 月 28 日

北海道夕張市長 藤 倉 肇

## 1 入札に関する事項

### (1) 契約の目的、名称及び数量

目的 夕張市上水道事業の更新、運営、維持管理に当たって「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の趣旨に基づいた P F I などの事業形態を導入することの可能性について、調査検討することを目的とする。また、浄水場の建設予定地の地形、地盤等の設計条件を把握するために地質測量調査をあわせて実施する。

名称 夕張市上水道第 8 期拡張事業 P F I 導入関係調査業務

その 1 夕張市上水道第 8 期拡張事業地質調査業務

その 2 夕張市上水道第 8 期拡張事業 P F I 導入可能性調査業務

その 3 夕張市上水道第 8 期拡張事業 P F I 特定事業者選定支援（アドバイザー）業務

数量 一式

### (2) 契約の仕様等

入札説明書による

### (3) 業務期間 契約日～平成 23 年 3 月 31 日

その 1 契約日～平成 22 年 5 月 20 日

その 2 契約日～平成 22 年 5 月 31 日

その 3 平成 22 年 6 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

### (4) 業務を行う場所

夕張市内一円

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないものであること。

(2) 夕張市契約規則第 2 条による設計等入札参加資格審査において、申請種別を測量、地質調査、土木設計、建築設計及び技術資料として申請し、指名登録台帳に登録されているものであること。

(3) 下記全ての業者登録等がなされていること。

①建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 5 条の規定による登録簿の「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。

②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所として登録

されていること。

- ③測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定に基づき測量業者として登録されていること。
  - ④地質調査業者登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 5 条の規定による登録簿に登録されていること。
  - ⑤計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定に基づく計量証明事業者で、登録している区分に「濃度（水又は土壌中の物質の濃度）」があること。
- (4) 告示の日において、北海道内に、(2) の資格審査に際し申請書に添付した設計等入札参加資格審査申請書付票に記載された申請者（本店）又は受任者（営業所等）を置くものであること。
- (5) 入札執行日までの間、国、北海道及び夕張市のいずれからも入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (6) 本業務と同種かつ同規模の業務を元請けとして日本国内の官公庁から平成 6 年度以降に受注し、これを誠実に履行し引渡した実績があること。（共同企業体における履行実績は、当該共同企業体の代表者としての実績に限る。）

ここでいう本業務と同種かつ同規模の業務とは、次のとおりとし、この全ての業務について履行実績があること。

- ①水道法でいう浄水場のうち、北海道における公称能力 8,000m<sup>3</sup>/日以上規模の浄水場で、浄水処理施設及び排水処理施設の土木・建築・機械・電気の全工種を一括した実施設計業務
  - ②水道法でいう浄水場のうち、北海道における公称能力 4,000m<sup>3</sup>/日以上規模の浄水場で、膜処理による浄水処理施設の実実施設計業務
  - ③水道法でいう管路施設のうち、積雪寒冷地における計画給水人口 10,000 人以上の水道事業の配水管の実実施設計業務
  - ④ P F I 事業のうち、上水道事業の P F I 事業における導入可能性調査業務又は技術的アドバイザー業務
- (7) 管理技術者及び照査技術者を配置でき、業務期間中は(4)でいう北海道内の本店又は営業所等に常駐させること。かつ、各工種の担当技術者を適切に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

ここでいう配置予定の各技術者に必要な資格は、次のとおりである。

- ①管理技術者及び照査技術者  
技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（上下水道部門の「上水道及び工業用水道」及び総合技術監理部門の「上下水道－上水道及び工業用水道」）に限る。
- ②土木担当技術者  
技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（上下水道部門の「上水道及び工業用水道」）に限る。
- ③建築担当技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士と設備設計一級建築士を配置しなければならない。（一級建築士及び設備設計一級建築士は兼務して配置することができる。）

④機械担当技術者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（機械部門の「機械設計」他又は総合技術監理部門の「機械一般」他）、又はこれと同程度の知識及び技術を有する者。

⑤電気担当技術者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門の「電気電子一般」他）、又はこれと同程度の知識及び技術を有する者。

⑥測量担当技術者

測量士法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量士に限る。

⑦地質調査担当技術者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（応用理学部門の「地質」又は総合技術監理部門の「応用理学一般及び地質」）、又は地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）に基づく地質調査業者現況報告書の「ホ. 現場管理者」に記載されている者、又はこれと同程度の知識及び技術を有する者。

⑧水質担当技術者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（衛生工学部門の「水質管理」又は総合技術監理部門の「衛生工学部門－水質管理」）、又は同法に基づく技術士（上下水道部門の「上水道及び工業用水道」）又は総合技術監理部門の「上下水道－上水道及び工業用水道。」）で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条の規定に基づく環境計量士に限る。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 21 年 12 月 28 日(月)から平成 22 年 1 月 15 日(金)まで

(ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号)により定められた祝日は除く)

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

①条件付一般競争入札参加申請書

②類似業務履行実績調書

③業務実績証明書

④配置予定技術者調書

⑤別紙に示す書類一式

ウ 申請書類の提出先 〒068-0492 夕張市本町4丁目2  
夕張市役所建設課上下水道グループ

エ 申請書類の提出方法 直接持参に限る

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のアに同じ。

(2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のウに同じ。

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

#### 5 契約条項を示す場所

夕張市本町4丁目2 夕張市役所建設課上下水道グループ

#### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市本町4丁目2 夕張市役所1階 上下水道グループ

(2) 入札日時 平成22年1月22日(金), 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)と同じ

(4) 開札日時 (2)と同じ

(5) 入札書 業務一式の価格(税抜き)を記載する。

(6) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

#### 7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を入札を行う1時間前までに提供すること。

(2) 入札保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の7及び夕張市契約規則(昭和39年4月14日規則第9号、以下「規則」という。)第6条及び第7条の定めるところによる。

#### 8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。

(2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の16及び規則第25条の定めるところによる。

#### 9 送付による入札の可否

認めない。

## 10 契約書作成の要否

要

### 11 その他

#### (1) 予定価格の公表

予定価格は公表する。(夕張市役所本庁舎3階閲覧コーナー)

#### (2) 無効入札

開札の時に於いて、上記「入札に参加する者に必要な資格」に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### (3) 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、規則第9条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

#### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

#### (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 夕張市役所建設課上下水道グループ

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2

#### (6) 前金払

前金払は請求できる。

#### (7) 部分払

部分払は請求できる。

#### (8) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

#### (9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

#### (10) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

#### (11) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保障制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

詳細は、入札説明書による。

## **(別紙)**

告示文「3 条件付一般競争入札参加資格の審査」の(1)、イ、⑤でいう「別紙に示す書類一式」とは次のとおりである。

### **(1)各配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類**

#### ①健康保険・厚生年金保険

ア 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

イ 被保険者報酬月額算定基礎届に伴う「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」

#### ②雇用保険

ア 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

イ 「雇用保険被保険者証」

上記①、②いずれかの写し

### **(2)各配置予定技術者が有する資格の証明書類**

#### ①技術士

社団法人日本技術士会が発行する技術士登録等証明書の原本（写し可）

（社団法人日本技術士会が発行する技術士登録証は、登録部門の詳細が確認できないため、必ず技術士登録等証明書を添付すること。）

#### ②一級建築士及び設備設計一級建築士

一級建築士免許証及び設備設計一級建築士証等の写し

#### ③測量士

測量士登録証等の写し

#### ④環境計量士

計量士登録証等の写しであって、登録の区分が確認できるもの。

### **(3)業者登録の証明書類**

#### ①建設コンサルタント登録

国土交通省の各地方整備局あるいは北海道開発局へ提出して「確認済印」が押された直近の「建設コンサルタント現況報告書」全ページの写し。

#### ②一級建築士事務所登録

都道府県知事が申請日前3ヶ月以内に発行した「建築士事務所登録証明書」の原本又は写し。（各都道府県知事が指定する登録機関が発行する証明書を含む。）

#### ③測量業者登録

国土交通省の各地方整備局あるいは北海道開発局が申請日前3ヶ月以内に発行した「測量業者登録証明書」の原本又は写し。

#### ④地質調査業者登録

国土交通省の各地方整備局あるいは北海道開発局へ提出して「確認済印」が押された直近の「地質調査業者現況報告書」全ページの写し。

⑤計量証明事業者登録

都道府県が申請日前3ヶ月以内に発行した「計量証明事業者登録証明書」の原本又は写し。  
上記①～⑤の全てを一般競争入札参加申請書に添えること。

**(4) 履行実績を確認できる書類**

①履行した各官公庁との契約書、仕様書、図面など全ページの写し

②履行した各官公庁が申請日前3ヶ月以内に発行した業務履行証明書の原本

証明者は、当該業務の担当職員ではなく、契約代表者とする。

この書式は任意とするが、対象物及びその規模が確認でき、かつ契約内容が網羅されたものでなければならない。

上記①、②のいずれかを類似業務履行実績調書に添えること。

以上